計算書類に対する注記(法人全体用)

- 1. 継続事業の前提に関する注記 該当なし
- 2. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法・・・該当なし□
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法…該当なし
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算目の市場価格に基づく時価法…該当なし
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産…該当なし

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

- (3) 引当金の計上基準口
 - ・退職給付引当金一職員の退職給付に備えるため、期末退職金要支給額を計上している。
 - ・賞与引当金―職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上してい
- る。・・・該当なし
- 3. 重要な会計方針の変更なし
- 4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構退職共済、神奈川県福利協会退職共済、商工会議所特定退職金共済

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表 (会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式) 当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
- 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地(基本財産)	970, 910, 432	0	0	970, 910, 432
建物(基本財産)	1, 465, 535, 318	0	51, 618, 172	1, 413, 917, 146
合 計	2, 436, 445, 750	0	51, 618, 172	2, 384, 827, 578

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し該当なし